徒 指 牛 導 1

南の生徒指導で目指すもの

児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を醸成し、**自己指導能力を育成する生徒指導の推進

*1自己指導能力:日常生活の場で、どのような行動をとることが最も適切であるかを、児童生徒自らが判断して行動する能力

推進のためのポイント

(1) 生徒指導が機能する学校体制を構築する

(2) 日常的かつ計画的な児童生徒理解に努め る

生徒指導が学校の教育活動全体の中で有効に 機能するための指導計画(全体計画、年間指導 計画、いじめ防止基本方針等)の点検・見直し と指導体制の構築、研修の充実が必要です。

<指導計画の点検・見直し>

- □学校の教育目標や児童生徒の実態等を踏まえ 生徒指導の目標や指導方針、育てたい児童生 徒の姿、重点取組事項等を設定する。
- □「いつ」「どこで」「だれが」「何に」取り 組むのかなどを年間指導計画に明示する。

<全教職員による指導体制の構築>

- □生徒指導と道徳教育、キャリア教育、特別支 援教育等との関連を図り、担当者間で連携を
- □PDCAサイクルで指導を行う体制を整え、 生活に関するアンケートや諸検査等を活用し て取組を計画的に点検し、改善を図る。

<生徒指導の機能を高める研修の充実>

- □学校いじめ防止基本方針等を基にした研修や 発達障害のある児童生徒等への対応に関する 研修の充実を図る。
- □特別活動の特質を生かして生徒指導を一層機 能させる観点から、特に学級活動(2)(3)の 指導の充実が図られるよう研修に努める。

(3) 「居場所づくり」の取組と「絆づくり」 への支援を意図的、計画的に進める

- **生徒指導を行う際に強調される三つのポイン トを生かした「居場所づくり」の取組と「絆づ くり」への支援を学校全体で意図的、計画的に 進めていくことが重要です。
- *2自己存在感を実感する、共感的な人間関係を育む、自己決 定の場を豊かにもつ

<教職員による「居場所づくり」の取組>

- □ルールとリレーションを確立し、安全で、安 心して生活できる学級や学校づくりを行う。
- □全ての児童生徒が参加し、学びの充実感を味 わうことができる授業にするために、生徒指 導を行う際に強調される三つのポイントを生 かした授業づくりを推進する。

<児童生徒主体の「絆づくり」への支援>

- □全ての児童生徒が活躍できる場面をつくる。
- □異年齢交流や地域での体験活動が児童生徒の 自己有用感の獲得につながるよう工夫すると ともに、教職員が活動へ適切に関わる。
- □肯定的に評価し合う場面を設定する。

【参考】南教育事務所のWebページ 「生徒指導を行う際に強調される三つのポイントと生かした授業づくりのためので を生かした授業づくりのためのチェックリスト」の選択



児童生徒理解においては、正しい理解をする ための知識と、日頃から一人一人の言葉に耳を 傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿 勢が必要です。

- □学級担任、学年の担当、教科担任、部活動担当 等、全教職員による幅広い視野からの児童生徒 理解を進め、情報を共有する。
- □養護教諭、特別支援教育コーディネーター、ス クールカウンセラー、スクールソーシャルワー カー等との連携によって児童生徒の心身の健康 状態や特性、家庭の状況等を把握するとともに、 それらの情報の蓄積と整理を全教職員で行う。
- □計画的なアンケートや諸調査、教育相談の実施 等により、児童生徒の願いや不安、悩み、人間 関係の変化等を把握し、それらの情報を全教職 員で共有する。
- □家庭、地域社会及び関係機関等との連携により、 児童生徒の地域での生活状況や、登下校時の様 子、学校外における人間関係等を把握する。

【参考】児童生徒が悩み等を相談しやすい学校の雰囲気 をつくるために、児童生徒が希望する教職員と教育相談 ができる機会を設けたり、スクールカウンセラーによる 講話等を実施したりすることも有効です。

(4) 小・中学校の9年間で児童生徒を育てる ための小中連携等の体制を確立する

小・中学校の9年間で児童生徒を育てる意識 を共有し、不登校や問題行動等の未然防止、早 期発見・即時対応ができるようにすることが重 要です。

- □小中連携会議(生徒指導部会等)を開催し、 9年間を見通した年間指導計画や共通実践事 項を策定する。
- □小学校在籍時の出欠状況(遅刻・早退、別室 登校等を含む)及び支援記録(個別の支援計 画・指導計画)等の情報を中学校と共有する。
- □定期的な情報交換会、合同研修会を開催する。 □小・中学校合同であいさつ運動やボランティ ア活動、地域に貢献する活動等を実施する。
- □小・中学校相互の授業参観等を積極的に行う。

【参考】不登校や問題行動等の未然防止や改善を目指し て、生徒指導部会を年間計画に位置付けて開催するとと もに、必要に応じて「小・中学校合同ケース会議」を開 催することなどが効果的です。スクールカウンセラーや スクールソーシャルワーカー、関係機関職員(市町村教 育委員会・福祉課等)、民生児童委員等の参加により的 確な実態把握と充実した情報交換が可能になります。

少年非行・家出・暴力行為・交通事故及び校内外の事故・不審者事案・児童虐待・非常時等

情報モラル教育の推進

(1) 児童生徒に情報モラルを身に付けさせるために

情報モラルの指導においては、児童生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつ とともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにすることが重要 ,授業の中に情報モラルの視点を含んだ学習活動を取り入れたり、家庭、地域社会及び関係 機関等と連携・協働して取り組んだりすることが有効です。

- ① 情報モラル教育の実態の把握
 - □情報モラル教育の現状及び課題の把握・確認
 - □児童生徒の情報通信機器の利用実態の把握
- 情報モラル教育の指導計画の作成とPDCAサイクルに よる取組
 - □意図的、計画的に推進していくための共通理解(情報モ ラル教育全体計画及び年間指導計画の作成・修正、各教 科等における連携した取組の確認、幼稚園・保育所・認 定こども園等と連携した取組等)
 - □情報モラル教育に関する職員研修の充実
 - □年度途中及び年度末における取組の評価と改善
- 家庭や地域社会との連携・協働 □学校での情報モラル教育に関する指導内容等の説明
- □家庭での情報通信機器の使用に関するルールづくりとそ の取組の啓発 (ルールづくりの例:「いつ」「どこで」 「何を」「どのくらい」)
- □関係機関や専門家等と連携した情報提供及び保護者向け 研修会等の積極的な開催

<県教育庁生涯学習課の取組> 👉 p 35

「インターネットの健全利用の推進」

社会全体で子どもたちをネット上の有害情報やSNS等によるトラブルから守り、子ど もたちがインターネットを健全に利用できるよう、安全・安心な利用環境を整える取組を 推進しています。 『令和4年度 学校教育の指

【健全利用啓発講座等の活用例】

◇低年齢化対応講座

→幼・保・認定こども園等の教職員、未就学児の保護者向け の研修会等における活用

◇あきた県庁出前講座

- →教職員や保護者向けの研修会等における活用
- ◇大人が支える!インターネットセーフティガイドブック →新聞記事とガイドブックを活用した指導案の活用

針』p65に詳細を掲載してい ますので御覧ください。

児童生徒は、いつか保護者や教員の手

から離れていきます。将来問われるのは

「自分でルールを決め、それを守ってい

指導の際には「他律」と「自律」の視

①自分事にするための指導

・青少年の保護者向け普及

・情報化社会の新たな問題

を考えるための教材~安

全なインターネットの使

い方を考える〜指導の手

引き (文部科学省)

啓発リーフレット (内閣

②自律を目指した指導

がポイントとなります。

く力」です。

【参考資料】

府等)





回洗茶回

(2) 児童生徒の実践力を高めるために(特別活動の特質を生かした取組)

情報通信機器やインターネットをコミュニケーションツールとして捉え、使用する際のマナー やルールについて、児童生徒自身が課題を見いだし、その解決に向けて自主的、実践的な活動に よる取組を行うことが効果的です。

【取組例①】小学校

学級でアンケートを実施し、 ネット利用の実態やトラブルを 把握する。生活や体調面、友人 との関わりの中で気を付けたい こと等を話し合い、各自が取り 組むことを決めて実践する。定 期的に取組の改善を図る。

【取組例②】中学校

情報通信機器の利用ルールに ついて、各学級で実態に合って いるかを話し合い、学年生徒会 が意見をまとめる。それを基に 全校生徒会でルールを改定し実 践してみる。一定期間の後、取 組を振り返り、改善を図る。

【取組例③】幼保・小・中連携 中学校区において、生徒会と 児童会の代表者が話し合い、情

報通信機器を利用する際のルー ルをつくって実践する。取組の 様子や成果等をまとめたチラシ を作成し、保育、授業参観で保 護者に配付して啓発を図る。

情報モラル指導や関連するトラブル対策について支援するためのWebページ 「花まるっ教育ネット情報モラル指導情報」(秋田県総合教育センターHP)





不登校や問題行動等の未然防止や改善に向けた連携・活用 € p 38



スクールカウンセラー (臨床心理士等)

・カウンセリングによる心理的支援

生徒への講話等

・教職員、保護者への指導、助言等

スクールソーシャル ワーカ-

(社会福祉士等)

・不登校等の諸問題を抱える家庭の保 護者や児童生徒への支援

・学校等と関係機関のコーディネート

広域カウンセラー (臨床心理士等)

・カウンセリングによる心理的支援 ・児童への講話、教職員へ研修等

・突発的事案に対する緊急支援

相談電話 (すこやか電話) ・不登校やいじめ、就学や進路、学習 についての悩みに対する相談

8 0 1 2 0 - 3 7 7 - 9 4 3

※広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を希望する際は、南教育事務所(0182-32-1101) へ御連絡ください。